

こども家庭庁 こども家庭審議会 こどもの居場所部会 ヒアリング

2023年6月13日（火）
全国学童保育連絡協議会

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。「安心して働きつづけたい」「子どもに豊かな放課後や学校休業日を過ごさせたい」という保護者の切実な願いから学童保育は生まれ、私たちは1967年に結成して以来、50年以上にわたって活動を続けています。

①取り組み事業について

◆事業の概要（取り組み内容、開所日数・時間、利用対象者（年齢・属性・特性・ニーズ等）、対象エリアなど）

- ・放課後児童クラブは、児童福祉法6条3②で「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」と1997年によろやく規定された事業である。2012年に成立した「子ども・子育て支援法」により、各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられた。2014年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が策定され、「放課後児童支援員」という資格が生まれた。また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「放課後児童クラブ運営指針」が通知された（この指針は、保育所保育指針と同じ七章立てで、文字数もほぼ同じ17,000字強により策定）。市町村は、厚生労働省令を参考にして、最低基準となる条例を定めた。私たちは、「放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の長期休業日の安全・安心な生活を継続的に保障することと保護者が安心して働きつづけること等を保障し、その家庭を守るという目的・役割を担っていると考え、制度化と公的責任を求めてきた。
- ・文部科学省所管の「学習・体験活動の場」である「放課後子供教室」については、[資料1]参照。
- ・開設日数・時間について、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」でつぎのように示されている。

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

厚生労働省の実施状況調査からは、年間開所日数別クラブ数の状況として、開所日数「280日～299日」のクラブが6割を占める。平日の終了時刻の状況は、18時半を超えて開所しているクラブが全体の約6割を占めており、増加傾向にある。

・利用対象者について、私たちは「保育を必要とする子どもたちである」と考えている。今日、非正規雇用・長時間労働・不規則勤務・リストラなど、非常に厳しい労働環境で働く保護者も少なくなく、家族がゆっくりかかわる時間や気持ちのゆとりが持ちづらかったり、そのことで保護者同士がつながることがむずかしくなっている現状がある。最近では、労働環境の悪化でさまざまなハラスメントも見られ、不安も増している。保護者の仕事の都合によっては、夜間や休日子どもだけで過ごしたり、一人だけで食事を済ませたりとさまざまな困難や不安、さみしさを抱えている子どももいる。また、保護者の就労以外にも「保護者の妊娠・出産」「保護者の疾病、障害」「同居または長期入院等している親族の介護・看護」「災害復旧」「求職活動」「就学」「虐待やDVのおそれがあること」などを理由に学童保育に通う子どもたちもいる。あわせて、学童保育には、障害のある子ども、外国籍の子ども、病気を抱える子ども、経済的に困難を抱える家庭の子どもも通ってくる。

・対象エリアについては、全国47すべての都道府県で学童保育を実施している。ただし、2022年5月1日現在、学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が2市、52町、58村、1特別区（もう1特別区では、公的な学童保育事業は廃止し、届け出された民営の学童保育のみ実施）ある。〔資料2〕都道府県別の学童保育数と入所児童数（2022年5月1日現在）参照。

かつて、学童保育の待機児童問題は大都市部のものだと考えられていたが、いまでは地方都市の問題でもある。ある市では待機児童数が倍増し、担当課が保護者に留守番の練習や祖父母の協力を求めたことが報道された。また、ある市では市内にも地域差があることが報じられた。ある県では待機児童数はゼロだが、児童数が71人以上の支援の単位数の割合が2割を超えていて、全国的にもっとも高くなっている。

◆居場所づくりにおいて大切にしている視点や理念など

◆居場所づくりにおける工夫など（こどもが運営に参画するなどの独自の取り組み等）

・私たちは、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしている。そして、学童保育に通う子どもたちと生活の特徴をつぎのように整理してきた。

○ 学童期の子どもたちである —— 学童保育の対象となる学童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の芽生えが見られ、子どもたちは行きつ戻りつを経ながら成長していく。指導員には、発達に伴う子どもの意識・感情の変化を適切にとらえ、保護・養護をはじめとした、それぞれの年齢にふさわしいかわりが求められる。

○ 放課後および学校休業日の生活である —— 学童保育の子どもたちは放課後、「ただいま」と学校から帰ってくる。子どもには、放課後、つまり「学校の『課業』から解き放たれた時間」に心を解放して満足いくまで遊び、友達と過ごすことが大切だ。自分で自らの過ごしかたを考え、自分で決定していく時空間は、子どもの成長・発達に欠かせない大切なものである。学校生活でのさまざまな思いを抱えて帰ってくる子どもたちである。一人ひとりの思いに気づき、受けとめながら毎日の生活を保障していきたいと考える。

○ 子どもたちが主体者として生活をつくる —— 子どもによって、興味や関心を示すものや、やりたいことはさまざまである。指導員には、子どもたちが生活の主体者であることを意識し、集団で生活することを考えあう自治を尊重しながら、子どもたちとかわることが求められる。

○ 異なる年齢の子どもたちが集団で継続した生活をおくっている —— 学童保育で

は、家庭環境や発達、個性、年齢が異なる子どもたちが毎日、ともに生活している。異年齢の子どもたちがともに生活するということは、遊びや生活のあらゆる場面を通して、伝えあったり教えあったりする関係がつけられる良さがある反面、縦の関係がそのまま力の関係になることがある。指導員には子ども同士のかかわりをつくるために必要な働きかけが求められる。

- 保護者の思いと選択にもとづいて、子どもが自分の意思で通う —— 子どもには、クラスの友達と遊びたい、家に帰ってゲームをやりたい、学童保育に気が向かない、足が向かない日もある。さまざまな葛藤を抱えての「ただいま」もあることを押さえておきたい。子どもたちが、自らの意思で学童保育に通いつづけるうえでも、子どもたち一人ひとりに、心からやりたいと思えるあそびと、そのあそびをいっしょに楽しめる仲間の存在が大切である。

・子どもたちの生活のひとこまから…。

——「一輪車やるから見ててってもう何回も言ってるよ。見ないならもう見せてあげないからね。ああ。早く乗れるようになりたいな」

「見ててね、うんていできるようになったから。ほら、ママもこんなにできてる。1、2、3……12個もあるよ」

「見て。歯、抜けたんだよ。これで3本目。昨日寝てるときにママがねじって抜いたんだって。寝てたから全然痛くなかった」

「あの子がプラゴマ貸してくれた。あの子やさしいよ。おれあの子と完全に友達になった。あの子の名前？ まだ知らないよ」

「昨日学童お休みしたんだ。もしかしてお休みしたからぼくのこと忘れちゃったんじゃない？」

4月の1年生の子どもたちの言葉、表現は“1年生ならでは”で楽しいです。上級生が一輪車を乗りこなす姿を見てやってみようと思ひ立ち、指導員に「ちゃんと見ててね」とせがんでみたり、うんていの努力の跡を誇らしげに見せてくれたり、乳歯が抜けたことを真っ先に教えてくれたり、遊びのなかできっかけがあれば名前を知らなくても友達になれたり、「ぼくのこと忘れちゃったんじゃないかな」と心配になってみたりするのです。

子どもたちの言葉に「うん。うん」と耳を傾け、「ごめん。ごめん。ちゃんと見てるからね」「がんばったね」「そうだったんだね」「よかったね」「大丈夫だよ」とちゃんと言葉を返していきたいと思ひます。——

——6年生のトモタカが「今日は、公園に行ってみんなでキックベースやることにしよう。ねえ、たまにはみんなで作ろうよ」と提案したが、低学年の子どもたちはキックベースがどんな遊びかわからないようだった。

「キックベースわからないやつ、ちょっと来いよ」とわからない子たちを集めて、紙に図を描いて何度も説明してくれるが、なかなか理解できない子どもたち。トモタカもだんだんイライラした様子だったが、新たにこんな提案をしてくれた。

「わかった。キックベースはちょっとむずかしいってことがよくわかったよ。だからみんなで缶けりをすることにしよう！」「それならわかる。いいよ。缶けりしよう」と低学年の子たちも賛成してくれ、その日はみんな楽しく缶けりをしたのだった。——

- ・学童保育の生活の中心をしめるのは“あそび”。子どもはあそびを楽しみ、いろいろな発見をして、人間関係を育み、成長していく。日々の生活のなかで子ども自身が主体的にあそぶことの大切さ、また指導員があそびに関わる意味や配慮すべき点がある。

また、あそびを中心とした幼児期の生活から、学童期は学びの要素が増えてくる。子どもは日々の生活のなかで、あそび・仕事・学びを通じ、人やモノ、社会とかかわりあい、成長発達していく。子どもにとってのあそび・仕事・学びの大切さの再確認と、それをふまえた大人のかかわりが重要である。

- ・学童保育では、あそび・基本的生活に属すること（身のまわりの整理整頓、衣類の調整、衛生管理、食事〈おやつ含む〉、休息または体調や気分が悪いときには静養することなど）、宿題、行事などの取り組み、係・当番活動など、生活全般にかかわるさまざまな活動を行っている。一人ひとりの子どもと指導員との関係から生まれる安心感をもとにした、継続的で安定した毎日の生活をつくるために、一人ひとりの子どもをどのように理解するか、子ども同士の関係をつくるうえで大切にしたいことがある。
- ・このような「生活の場」を子どもたちに保障するために、現場にいる大人（指導員）が、自分の経験や保育観だけに基づいて指示を出すのではなく、保護者の願いに思いをはせ、子どもの声に耳を傾ける、ときには黙って待つ、失敗や間違いなども受けとめる雰囲気をつくりながら、見守る、求められたときに応えるといったかかわりが必要だ。大人が発する言葉に子どもが答えるという、問いと答えの間を大切に考えたい。日々の生活のなかで興味を持つさまざまなこと（遊びや友達とのかかわり、ぼーっと過ごすことも含め）を、「いやだ」「やりたい」「やってみよう」というように、子ども自身が考え、選び、自ら生活をつくっていけることが必要だと考える。
- ・2015年に資格と配置基準について定められたあとも、市町村や学童保育現場によって指導員の仕事内容や処遇がさまざまで、地域格差が大きな課題となっている。「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という条件で募集しているところもいまだにあり、実際に子どもや保護者とかかわるなかで、この仕事内容や責任の重さにはじめて気づき、それに賃金や社会保障などの処遇が見合わないとして、離職する指導員も後を絶たない。
- ・指導員は、子どもと保護者の思いを受けとめ、ともに豊かな学童保育での生活をつくっていくことが仕事である。これまで私たちは、教育・保育・福祉・心理・哲学・社会学等、多方面・分野の実践者・研究者から学びながら、「学童保育とは」「学童保育で保障すべき生活内容とは」を考えてきた。また、指導員集団として、職場内で記録を活用し、日常の保育をふり返る作業を行いながら子どもを理解しつつげようとすること、仕事内容を言語化する作業、実践記録を検討するなど、あらゆる機会を通じて、力量形成と質の向上に努めてきた。指導員に求められる倫理観、職場づくりなどについて研修で学ぶこととあわせて、「指導員が自ら考える」ことは大切である。
- ・保護者は、日常的に指導員から子どもたちの生活や成長の様子が伝えられることから得られる安心を土台に、指導員との信頼関係を築いてきた。あわせて、「学童保育をつくる（施設と生活内容）」ために、保護者会、連絡協議会が果たしてきた役割は大きい。

◆取り組みの成果（定量、定性等）

学童保育は、戦前からあったが、主に1950年頃から各地に誕生し、関係者の切実な願いと働きかけによって、各自治体のなかで発展し、1997年に法制化された。1998年に約33万3,100人だった入所児童数は、2015年の「子ども・子育て支援新制度」が施行された2015年に100万人を超え、2022年5月1日現在、134万8,122人の入所児童がいる（全国学童保育連

絡協議会・2022年調査より)。

ある指導員と保護者の声から…。

——たくさんの子どもたちを預かっている身として、子どもたち一人ひとりが自分らしく生きていけるよう、『この人になら自分の気持ちを話せる』と思えるような指導員になっていけるようたくさん学ばなくてはと思いました——

——子どもたちはイライラしたり、疲れたりした状態で学童保育に来る。そんな子どもたちをどう援助するかを真剣に考えてくださる指導員の皆さんには、感謝しかありません。保護者として、「今の子どもは自分が小学生だったころとは違う世界を生きている」ということを理解したうえで見守りたいと思いました——

◆とりまとめ団体（中間支援団体）としての取り組み

— 質の保障のための取り組み

— 量の拡充、多様な場の確保のための取り組み

[資料3] 「会の紹介」参照。

②報告書記載の課題に対する対応策や工夫について

◆居場所の安心・安全の確保

◆こどもの・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

◆多様な居場所を増やすこと

◆居場所とこども・若者をつなぐこと

◆居場所を継続すること

この居場所に共通する課題に対する対応策や工夫について、学童保育に即して考えてみた。

【大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます】

子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ちつけない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こる。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になる。「一斉活動が中心となる」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やケガが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えている。「子どもが学童保育に行きたがらない」「指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」など、年度途中の退所や、学年が上がる際に退所を選択するという実態が少なからずあることも否めない。また、指導員が子どもの声や思いをくみとれないがゆえに疲弊していくこともある。

国民生活センターは2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出している。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること」「指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことが指摘されている。

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「支援の単位」を「おおむね40人以下」と定めたものの、子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した現状を追認していたり、条例に経過措置を設けて容認している市町村もある。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られる。「支援の単位」がおおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、

1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「放課後児童クラブ運営指針」より）という説明がある。

【学童保育における安全を考える（安全対策・危機管理）】

指導員には、学童保育全体を見とおして危険を察知する洞察力とともに、継続的に関わることで、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、子ども同士の関係性などを把握し、子ども自身が身を守る力（感覚・判断・身体能力）を習得できるよう、支えることが求められる。それには、大人が一方向的に「危険だから」と指示・命令を出して管理するのではなく、言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断と関わりが必要である。あわせて、子ども自らが行動をふり返り、考えられるように促していくことも大切である。

児童数に関わっても、「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数は大規模で、日によって子どもの集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想される。

子どもの安全確保、事故防止に関わっては、継続的に子どもと関わる指導員が、子どもの立場に立って生活環境を整えつつ、日々の保育を行っていくことが不可欠である。

* * *

全国連協は、「人数のとても多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要があること」「専任の指導員を常時複数配置することの必要性」「成長過程にある子どもの、遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「『安全・安心』について、子どもと一緒に考え、つくりあげることの大切さ」などについても提起している。

【意見表明権】

学童保育では、子どもの声に耳を傾けること、子どもが「いやだ」と言えること、子どもの言葉にならない思いもくみとること、ときには黙って待つことを大事にしてきた。「聴かれる権利」、耳を傾ける側の課題、指導員の専門性。

【高等教育機関における「学童保育士」養成課程の設置について】

学童保育を卒所した子どもが、中学生、高校生、大学生、そして大人になって、いまの自分を語りにくくことがある。あるいは、この仕事にあこがれて、指導員として働く。

子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわるためには、就労継続のための条件整備と人材育成を基本とした確保が必要である。高等教育機関で保育・福祉について学んだ新卒者が有資格者として就労し、そこから得られる収入を生活の基盤として、経験を蓄積しながら、将来を見通して就労継続できること。

——「学童の指導員って、心が疲れるたいへんな仕事なんだね」とつぶやくヒロくん。

ヒロくんは、中学校の授業の職業体験で学童保育に来ていました。

午前中の時間は、保育の準備も一緒に行いました。準備は、環境整備や備品などのチェック、記録などの事務作業、おやつや教材の準備、そして、職員がそろったところで、打ちあわせもしました。

子どもが帰ってきてからは、子どもたちと関わってもらいました。めずらしい“お兄さん先生”は、子どもたちに大人気でした。しかし、楽しく遊ぶのみならず、ケンカの仲裁に苦慮したり、子どもからの乱暴な言葉などに、とまどい、悩み、傷つくこともあったようでした。

最終日、「3日間、どうだった？」という指導員からの問いに答えたのが、冒頭の言葉でした。ヒロくんは、学童保育の指導員は、子どもたちと楽しく遊んでいるだけの仕事だと思っていたようです。そんな、ヒロくんも、子ども時代は、子どもらしく、やんちゃをして、私たちを悩ませていました。

私は、ヒロくんが、そんなふう感じられるように成長したことに感慨深さをおぼえ、その晩、相棒の指導員と子どもの話を遅くまでしたことをおぼえています。そのヒロくんは、いま、学童保育の指導員です。――

③居場所づくりにおけるステークホルダー（自治体や地域、学校等）との協働・連携方法について

◆自治体

児童福祉法では、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」にとどまっている。

2012年に成立した「子ども・子育て支援法」により、各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられた。2015年度から児童福祉法第34条8の規定にもとづき、国、都道府県及び市町村以外の者が事業を行う場合は、市町村に届けることが必要になった。市町村は、厚生労働省令を参考にして、最低基準となる条例を定めた（「従うべき基準」の参酌化については割愛）。市町村は事業の実施にあたって、ニーズ調査にもとづいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定する。

学童保育の予算は、「子ども・子育て支援交付金」の放課後児童健全育成事業として市町村に交付される。総経費の2分の1を利用者負担とし、残りを国と都道府県、市区町村が3分の1ずつ負担することになっている。補助金も含めた行政の関与のもとで運営されている。

◆地域

学童保育は、これまで、地域のさまざまな場所や施設、たとえば、地域の児童館や児童遊園などの児童福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設などを活用することを通じて、豊かな活動を行ってきた。子どもの生活が、学童保育の施設内や学校内だけで完結することなく、地域に根ざしていることを日常であるとともに、それぞれの施設や事業内容、取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら連携してきた。

◆学校等

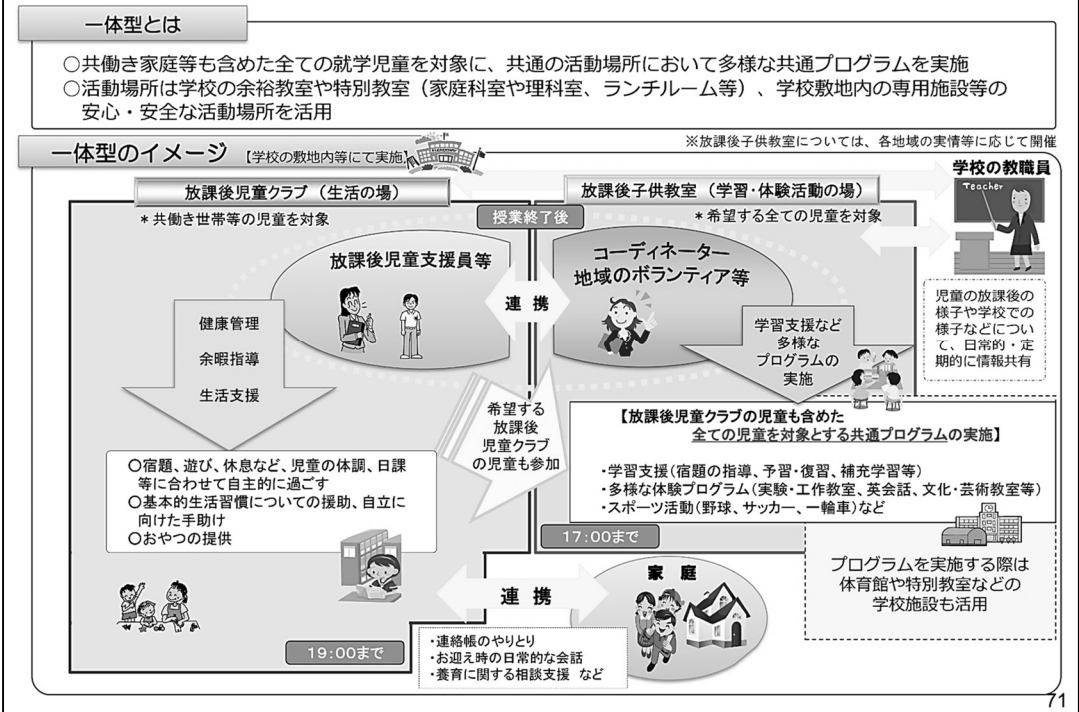
子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有を行う（学童保育の年間行事を計画するときの参考に「年間行事予定」、下校時刻の確認のために「毎月の行事予定表」、時間割の確認、下校時刻の再確認のために「毎週の学級だより」、おやつ参考に「給食の献立表」など。反対に、学童保育在籍児童の名簿や学童保育のおたよりの提供）

余裕教室活用をはじめ、学校施設内が全体の半数を超える。学校施設の活用が注目されるが、児童館や地域のなかに単独施設としてあることも大切。そのことは、2018年に公表された厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会（座長 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授）の中間報告書でも、「放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室等学校施設を活用することができるなどの長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に限定されるという側面もある。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる」と述べられた。現状として、静養室や遊び場、「生活の場」としての設備や広さが十分に確保されていなかったり、学校のルールに制約され、息苦しい生活をしている場合も多く見られる。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室

[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・厚生労働省]

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）



[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・文部科学省]

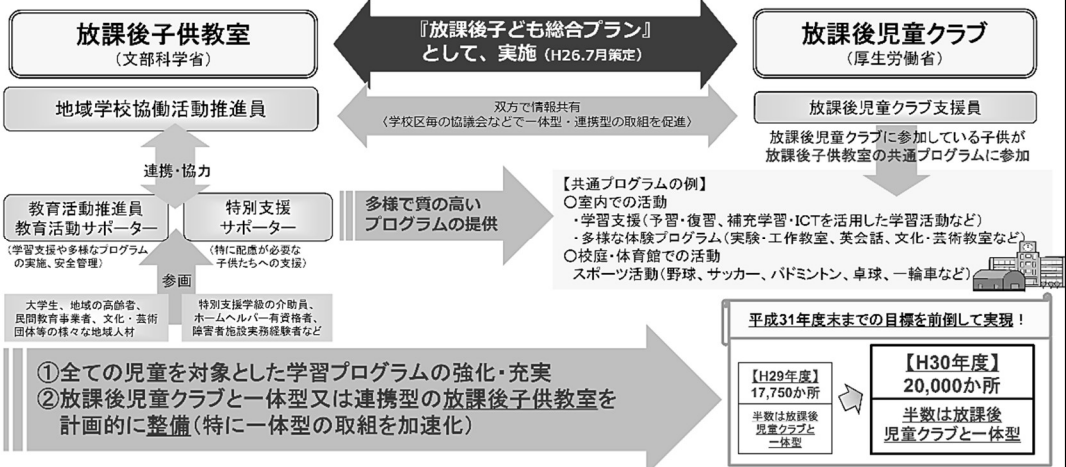
放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

（前年度予算額：6,435百万円の内数）
30年度予算額：7,443百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



ニッポン一億活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度以降追加的に30万人分を整備）

全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

（3）少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生

・空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

都道府県別の学童保育数と入所児童数
(2022年5月1日現在)

	都道府県	市区町村数	学童保育のある市区町村数		学童保育の「支援の単位」数		公立小学校数		未設置校区数	入所児童数		
			前年比	前年比	前年比	前年比	(人)	前年比				
1	北海道	179	166	999	▲4	1,378	116	959	▲19	203	58,558	2,517
2	青森県	40	35	267	▲1	383	11	258	▲4	51	15,182	267
3	岩手県	33	32	327	1	427	7	287	▲9	41	16,336	101
4	宮城県	35	34	521	11	806	27	361	▲7	22	31,043	1,361
5	秋田県	25	25	240	0	307	5	176	▲5	18	11,543	211
6	山形県	35	34	325	▲1	409	3	229	▲4	30	16,339	728
7	福島県	59	51	481	13	668	32	392	▲15	57	25,870	1,159
8	茨城県	44	44	626	▲5	1,145	44	443	▲15	28	43,127	1,059
9	栃木県	25	25	608	6	816	12	343	▲6	32	27,332	358
10	群馬県	35	34	544	11	682	22	299	▲3	11	25,159	908
11	埼玉県	63	63	1,417	11	1,965	40	800	▲6	13	75,502	3,059
12	千葉県	54	54	1,054	▲3	1,613	110	748	▲5	21	62,614	2,017
13	東京都	62	56	1,818	▲15	2,764	122	1,266	▲1	145	124,103	10,311
14	神奈川県	33	33	1,044	20	1,589	37	848	▲3	177	55,896	972
15	新潟県	30	29	443	▲3	738	▲17	438	▲3	52	27,533	301
16	富山県	15	15	273	▲5	300	7	176	▲3	11	12,936	74
17	石川県	19	18	295	▲1	355	8	200	▲1	17	14,985	56
18	福井県	17	17	246	6	311	▲9	192	▲1	19	10,201	169
19	山梨県	27	24	202	▲8	278	▲1	172	0	11	11,165	173
20	長野県	77	67	408	▲12	534	4	355	▲1	37	27,952	358
21	岐阜県	42	39	351	▲1	556	▲3	357	▲3	39	16,817	285
22	静岡県	35	35	750	27	1,006	28	493	▲2	45	35,164	807
23	愛知県	54	54	1,189	9	1,666	28	962	▲2	117	60,241	1,354
24	三重県	29	29	416	▲2	488	14	363	0	54	17,774	148
25	滋賀県	19	19	322	6	539	8	218	0	18	19,197	1,101
26	京都府	26	26	442	0	748	9	353	▲3	27	29,936	588
27	大阪府	43	43	1,012	▲7	1,801	20	966	▲8	157	70,743	1,951
28	兵庫県	41	41	981	▲107	1,545	25	729	▲5	36	56,376	1,740
29	奈良県	39	37	269	16	401	22	182	▲6	5	16,409	579
30	和歌山県	30	28	231	▲11	281	1	243	▲1	63	9,567	▲58
31	鳥取県	19	17	198	4	216	7	116	▲1	7	8,292	202
32	島根県	19	16	258	7	292	8	197	0	34	9,676	438
33	岡山県	27	26	507	▲4	685	9	378	▲6	27	23,444	492
34	広島県	23	22	582	5	911	11	454	▲5	35	34,077	624
35	山口県	19	18	299	▲2	464	2	295	▲2	29	15,616	252
36	徳島県	24	18	169	▲1	211	0	184	0	32	8,129	87
37	香川県	17	15	225	22	320	11	157	▲1	12	11,792	367
38	愛媛県	20	20	329	0	360	7	279	▲1	70	13,450	▲8
39	高知県	34	20	115	▲60	186	▲2	220	▲2	89	7,169	▲2
40	福岡県	60	59	751	▲5	1,665	48	708	▲3	32	63,776	1,274
41	佐賀県	20	19	252	▲13	343	5	162	▲1	7	11,510	▲75
42	長崎県	21	21	409	0	511	3	313	▲3	80	19,097	386
43	熊本県	45	40	422	9	550	9	333	▲4	32	19,717	165
44	大分県	18	18	308	4	397	▲8	261	▲3	17	14,893	30
45	宮崎県	26	22	278	11	357	17	231	▲2	53	12,950	48
46	鹿児島県	43	41	626	14	696	13	492	▲2	130	24,688	293
47	沖縄県	41	29	585	25	674	28	263	0	67	24,246	1,196
		1,741	1,628	24,414	▲33	35,337	900	18,851	▲177	2,310	1,348,122	40,423

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2022年5月1日の調査結果(速報値)、放課後児童支援員等処遇改善事業、および、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施市区町村数は2022年1月全国厚生労働関係部局長会議資料(資料21、22)による。

公立小学校 児童数に占め る1年生～3 年生の 入所割合	児童数71人以上の 「支援の単位」数 (%)	待機 児童数	待機児 の割合	放課後児童支援員等 処遇改善事業 2021年度実施市区町 村数(%)	放課後児童支援員キャ リアップ処遇改善事業 2021年度実施市区町 村数(%)	学童保育の ある 市区町村 数	都道府県	
41.5%	124 (9.0%)	180	0.3%	7 (4.2%)	26 (15.7%)	166	北海道	1
44.7%	15 (3.9%)	3	0.0%	4 (11.4%)	3 (8.6%)	35	青森県	2
44.8%	21 (4.9%)	104	0.6%	9 (28.1%)	10 (31.3%)	32	岩手県	3
44.7%	14 (1.7%)	288	0.9%	3 (8.8%)	6 (17.6%)	34	宮城県	4
48.5%	21 (6.8%)	54	0.5%	3 (12.0%)	12 (48.0%)	25	秋田県	5
52.3%	16 (3.9%)	57	0.3%	16 (47.1%)	20 (58.8%)	34	山形県	6
46.1%	20 (3.0%)	429	1.6%	3 (5.9%)	10 (19.6%)	51	福島県	7
48.3%	38 (3.3%)	238	0.5%	11 (25.0%)	15 (34.1%)	44	茨城県	8
43.6%	5 (0.6%)	9	0.0%	8 (32.0%)	12 (48.0%)	25	栃木県	9
41.3%	20 (2.9%)	20	0.1%	16 (47.1%)	17 (50.0%)	34	群馬県	10
33.8%	32 (1.6%)	1,450	1.9%	43 (68.3%)	30 (47.6%)	63	埼玉県	11
34.3%	34 (2.1%)	1,174	1.8%	13 (24.1%)	15 (27.8%)	54	千葉県	12
37.8%	213 (7.7%)	3,674	2.9%	10 (17.9%)	11 (19.6%)	56	東京都	13
21.3%	8 (0.5%)	592	1.0%	13 (39.4%)	9 (27.3%)	33	神奈川県	14
46.7%	32 (4.3%)	24	0.1%	3 (10.3%)	3 (10.3%)	29	新潟県	15
49.3%	30 (10.0%)	115	0.9%	5 (33.3%)	0 (0.0%)	15	富山県	16
46.0%	24 (6.8%)	8	0.1%	8 (44.4%)	11 (61.1%)	18	石川県	17
46.8%	5 (1.6%)	0	0.0%	0 (0.0%)	5 (29.4%)	17	福井県	18
49.0%	21 (7.6%)	30	0.3%	1 (4.2%)	2 (8.3%)	24	山梨県	19
41.8%	116 (21.7%)	0	0.0%	4 (6.0%)	6 (9.0%)	67	長野県	20
28.8%	7 (1.3%)	80	0.5%	4 (10.3%)	11 (28.2%)	39	岐阜県	21
34.5%	14 (1.4%)	867	2.4%	6 (17.1%)	8 (22.9%)	35	静岡県	22
23.8%	37 (2.2%)	628	1.0%	17 (31.5%)	15 (27.8%)	54	愛知県	23
31.8%	6 (1.2%)	60	0.3%	12 (41.4%)	8 (27.6%)	29	三重県	24
37.8%	6 (1.1%)	77	0.4%	10 (52.6%)	12 (63.2%)	19	滋賀県	25
42.3%	15 (2.0%)	25	0.1%	1 (3.8%)	3 (11.5%)	26	京都府	26
29.1%	16 (0.9%)	545	0.8%	11 (25.6%)	5 (11.6%)	43	大阪府	27
34.9%	26 (1.7%)	1,014	1.8%	7 (17.1%)	9 (22.0%)	41	兵庫県	28
41.3%	22 (5.5%)	51	0.3%	9 (24.3%)	6 (16.2%)	37	奈良県	29
37.3%	4 (1.4%)	227	2.3%	8 (28.6%)	11 (39.3%)	28	和歌山県	30
49.2%	4 (1.9%)	26	0.3%	1 (5.9%)	1 (5.9%)	17	鳥取県	31
50.8%	10 (3.4%)	131	1.3%	2 (12.5%)	5 (31.3%)	16	島根県	32
39.2%	9 (1.3%)	222	0.9%	7 (26.9%)	11 (42.3%)	26	岡山県	33
39.6%	10 (1.1%)	262	0.8%	0 (0.0%)	3 (13.6%)	22	広島県	34
42.2%	16 (3.4%)	506	3.1%	0 (0.0%)	6 (33.3%)	18	山口県	35
39.7%	10 (4.7%)	132	1.6%	6 (33.3%)	2 (11.1%)	18	徳島県	36
40.9%	7 (2.2%)	201	1.7%	1 (6.7%)	5 (33.3%)	15	香川県	37
36.6%	15 (4.2%)	173	1.3%	0 (0.0%)	1 (5.0%)	20	愛媛県	38
42.2%	1 (0.5%)	110	1.5%	2 (10.0%)	10 (50.0%)	20	高知県	39
38.9%	18 (1.1%)	356	0.6%	5 (8.5%)	11 (18.6%)	59	福岡県	40
45.7%	3 (0.9%)	173	1.5%	3 (15.8%)	8 (42.1%)	19	佐賀県	41
42.5%	4 (0.8%)	23	0.1%	10 (47.6%)	8 (38.1%)	21	長崎県	42
37.0%	11 (2.0%)	217	1.1%	15 (37.5%)	14 (35.0%)	40	熊本県	43
43.4%	12 (3.0%)	30	0.2%	2 (11.1%)	9 (50.0%)	18	大分県	44
40.2%	17 (4.8%)	156	1.2%	3 (13.6%)	8 (36.4%)	22	宮崎県	45
45.0%	16 (2.3%)	130	0.5%	13 (31.7%)	21 (51.2%)	41	鹿児島県	46
40.3%	2 (0.3%)	635	2.6%	24 (82.8%)	15 (51.7%)	29	沖縄県	47
36.5%	1,127 (3.2%)	15,506	1.1%	359 (22.1%)	449 (27.6%)	1,628		

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催 (2022年)

	日 程	開催方法	受講者数
北海道会場	7月3日(日)	Zoomによるオンライン開催	315名
東北会場	7月10日(日)	Zoomによるオンライン開催	1,053名
北関東会場	6月26日(日)	Zoomによるオンライン開催	853名
南関東会場	6月5日(日)	Zoomによるオンライン開催	564名
西日本(岐阜)	6月5日(日)	Zoomによるオンライン開催	512名
西日本(和歌山)	6月12日(日)	Zoomによるオンライン開催	756名
西日本(鳥取)	6月12日(日)	Zoomによるオンライン開催	576名
四国会場	6月26日(日)	Zoomによるオンライン開催	321名
九州会場(福岡)	6月5日(日)	Zoomによるオンライン開催	738名
九州会場(熊本)	6月19日(日)	Zoomによるオンライン開催	439名

◆第57回全国学童保育研究集会の開催 後援 厚生労働省

2022年10月29日(土)、30日(日) Zoomによるオンライン開催 4,575名参加

◆第58回全国学童保育研究集会の開催 後援 こども家庭庁

2023年11月4日(土) パルテノン多摩(東京都多摩市)・オンライン配信あり

5日(日) 桜美林大学プラネット淵野辺キャンパス(分科会により、会場開催とオンライン開催に分けて実施)

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約3万4000人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施)②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2018年)③指導員の実態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告)④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2018年 『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』

『学童保育情報2018-2019』

2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』『学童保育情報2019-2020』

2020年 『学童保育情報2020-2021』

2021年 『学童保育の保護者会ハンドブック』『学童保育情報2021-2022』

2022年 『学童保育情報2022-2023』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。